

スマートフォンアドレス帳移行ツール利用規約

KDDI株式会社（以下「当社」といいます。）は、このスマートフォンアドレス帳移行ツール利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、当社が配布するアプリケーションソフトウェア「スマートフォンアドレス帳移行ツール」（以下「本ソフト」といいます。）の利用を許諾します。

1. 当社は、本規約に定めるところに従い、携帯電話機（当社又は沖縄セルラー電話株式会社の a u 通信サービス契約約款に定める移動無線装置に該当するもののうち、型式が E30HT 又は当社が指定するものに限り、以下「対象端末」といいます。）の利用者に対し、本ソフトを対象端末に搭載し、日本国内で非独占的に利用することができる譲渡不能な権利を無償で許諾します。この場合、本ソフトの利用許諾に係る契約（以下「本利用許諾契約」といいます。）は、本ソフトの全部又は一部が搭載された対象端末（以下「本端末」といいます。）の利用者（以下「契約者」といいます。）が本端末の利用を開始したとき、又は対象端末への本ソフトの搭載を開始したときから、本端末から本ソフトを完全に消去するか、本端末を廃棄するまでの間、1の本端末ごとに成立し、存続するものとします。
2. 当社は、本規約を次のサイトに掲示します。

本規約を掲示するサイト

 - PC用サイト
http://biz-appnavi.kddi.ne.jp/pc/apps/app29_pdl.html
 - スマートフォン用サイト
http://biz-appnavi.kddi.ne.jp/sp/apps/app29_pdl.html
3. 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、本ソフトの利用条件は、変更後の本規約によるものとします。
4. 当社は、対象端末以外の携帯電話機（当社又は沖縄セルラー電話株式会社の a u 通信サービス契約約款に定める移動無線装置に該当するもののうち、当社の指定するものに限り、以下「対象端末」といいます。）でのアドレス帳データの保存形式と、対象端末でのアドレス帳データの保管形式との間で、アドレス帳データの変換（以下「本変換」といいます。）を行う機能を提供することを目的として本ソフトの配布を行うものとします。
5. 次の場合、本変換が有効に実行されない場合があります。
 - (1) 電池の消耗その他の理由により、本端末に十分な電力が供給されないとき。
 - (2) 変換前のアドレス帳データ又はアドレス帳データの保存媒体等に瑕疵があるとき。
 - (3) 本端末上で他の機能（通話、データ通信、本端末のアドレス帳閲覧等の各種機能をいいます。）に係る実行、操作等をしているとき。
 - (4) 本端末上に、本ソフトが動作するためのメモリ容量又は変換後のデータの保存領域が十分でないとき、その他技術上の理由から本ソフトの適正な実行が困難なとき。

6. 本規約又は当社の定める関係の契約約款等に明記がある場合を除き、当社は、本ソフトの利用に関して契約者又は第三者に生じた損害について一切責任を負いません。また、契約者は、本ソフトの利用により、第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の費用と責任で一切を解決し、当社に何らの損害等も被らせないものとします。
7. 本ソフトに関する著作権（著作権法第27条及び第28条に掲げられた権利を含みます。）及び産業財産権並びにその他一切の知的財産権は、当社又は第三者に帰属します。当社は、本規約に定める場合を除き本ソフトについて、当社に無断で複製、改変、解析、展示、頒布、譲渡、貸与、翻訳、翻案、送信、転載、記録、再許諾、権利の登録、出願等及び本変換以外の目的での一切の利用、保持等を禁止します。
8. 契約者は、本規約に違反した結果、当社又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償していただきます。
9. 当社は、当社の判断により何時でも本ソフトの仕様又は内容の変更、修正、配布方法等の変更等を行うことができるものとします。
10. 当社はいかなる者に対しても、本ソフトに関する技術サポート、保守、デバック、アップグレード等いかなる技術的役務の提供義務も負いません。
11. 当社は契約者に対し、本ソフトの動作保証（本変換が確実に実行されること、本変換の結果が正確であること等、本変換に関する一切の保証を含みます。）、特定目的への適合性の保証、第三者の権利を侵害していないことの保証及び瑕疵担保義務も含め、いかなる責任等も負いません。当社がこれらの可能性について事前に知らされていた場合も同様とします。ただし、当社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。
12. 契約者は、本ソフトに関する関係法令（外国為替及び外国貿易法及びその関係法令等を含みます。）を遵守するものとします。
13. 万一、本ソフトが第三者の権利を侵害し、又はその虞があると判明したときは、契約者は速やかに本ソフトの全部を消去するか、本端末を廃棄することにより本利用許諾契約を終了するものとします。
14. 本利用許諾契約終了後も、本規約第6項から第11項までの規定は有効に存続することとします。
15. 本規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

（実施期日）

平成21年9月4日から実施します。